

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における底生水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年3月16日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

1 定義

この指示において「底生水産動植物」とは、知事が漁業協同組合に対し第一種共同漁業権として漁業の免許をしている底生の水産動植物をいう。

2 指示の内容

別掲の区域においては、底生水産動植物を採捕する漁業をしてはならない。ただし、3の承認を受けた場合又は3の(1)若しくは(2)に該当する場合は、この限りでない。

3 採捕の承認

別掲の区域において、底生水産動植物を採捕する漁業をしようとする者（以下「採捕者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号。（2）において「規則」という。）

第4条に規定する許可を受けた者が採捕する場合

(2) 規則第47条第1項に規定する許可を受けた者が試験研究等のために採捕する場合

4 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

(1) 別掲の区域に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。

(2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。

(3) 採捕しようとする底生水産動植物の種類について、令和3年3月以前に別掲の区域において採捕を反復継続して行った実績があり、かつ、当該資源の保護培養及び当該資源を利用する漁業との調整の上で支障がなく、適当な採捕計画であること。

5 制限又は条件

(1) 法令等を遵守する義務

採捕者は、漁業法、和歌山県漁業調整規則等水産関係法令を遵守しなければならない。

(2) 承認証の携帯の義務

承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を船舶内に備え付け、又は自ら携帯しなければならない。

(3) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(4) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(5) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。

(6) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整の上で必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(7) その他の制限又は条件

その他委員会が必要と認めるときは、(1) から (6) までのほか、更に制限を加え、又は条件を付すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、底生水産動植物採捕承認事務取扱要領に定める。

7 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

別掲

(1) 次の基点第11号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、紀の川河口にあつては北島橋下流端、市堀川河口にあつては下流第二橋梁下流端並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識

基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識

ア イから田倉崎までの見通し線と基点第11号から兵庫県沼島南端までの見通し線との交点

イ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$ 1,600m の点

ウ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$ の方位線と基点第13号から $339^{\circ} 54'$ の方位線との交点

(2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マリーナシティの西堤防南端及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識

基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識

基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識

エ 基点第40号から $258^{\circ} 20'$ 1,000m の点

オ エからホまでの見通し線上 100mの点
カ 基点第 42 号から 305° 30′ 464mの点
キ 基点第 42 号から 296° 00′ 416mの点
ク 基点第 42 号から 327° 30′ 218mの点
ケ 基点第 42 号から 334° 00′ 200mの点
コ 基点第 42 号から 338° 00′ 178mの点
サ 基点第 42 号から 340° 30′ 150mの点
シ 基点第 42 号から 339° 00′ 123mの点
ス 基点第 42 号から 235° 00′ 50mの点
セ 基点第 42 号から 205° 20′ 82mの点
ソ 基点第 42 号から 186° 30′ 119mの点
タ 基点第 42 号から 172° 00′ 155mの点
チ 基点第 42 号から 159° 40′ 190mの点
ツ 基点第 44 号から 269° 00′ 215mの点
テ 基点第 44 号から 262° 00′ 179mの点
ト 基点第 44 号から 249° 30′ 163mの点
ナ 基点第 44 号から 236° 00′ 170mの点
ニ 基点第 44 号から 227° 30′ 200mの点
ヌ 基点第 46 号から 353° 30′ 300mの点
ネ 基点第 46 号から 345° 30′ 252mの点
ノ 基点第 46 号から 332° 00′ 234mの点
ハ 基点第 46 号から 318° 20′ 256mの点
ヒ 基点第 46 号から 311° 00′ 303mの点
フ 基点第 46 号から 296° 00′ 973mの点
ヘ ホからエまでの見通し線上 765mの点
ホ 基点第 50 号から 339° 20′ 500mの点

(3) 次のマ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、基点第 47 号及び基点第 48 号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第 46 号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した
標識

基点第 47 号 海南港北防波堤先端に設置した標識

基点第 48 号 海南港南防波堤先端に設置した標識

マ 基点第 46 号から 15° 30′ 290mの点

ミ 基点第 46 号から 8° 00′ 291mの点

- ム 基点第 46 号から $356^{\circ} 30'$ 258m の点
- メ 基点第 46 号から $352^{\circ} 30'$ 240m の点
- モ 基点第 46 号から $348^{\circ} 54'$ 231m の点
- ヤ 基点第 46 号から $325^{\circ} 30'$ 190m の点
- ユ 基点第 46 号から $318^{\circ} 00'$ 177m の点
- ヨ 基点第 46 号から $236^{\circ} 00'$ 230m の点